

6 供給・処理施設の利用

(1) 種別と事業者

供給・処理に関する概要については、以下のとおりである。

図表 6-1 供給処理施設の概要

種 別	事 業 者	備 考
水道	常滑市水道事業	
下水道	常滑市公共下水道事業	条例による排出基準あり。
都市ガス	東邦ガス株式会社	
電力（高圧供給も可能）	中部電力パワーグリッド株式会社	一部区画は、地下埋設ケーブルを引き込む。
通信	N T T 西日本株式会社	一部区画は、地下埋設ケーブルを引き込む。
CATV その他通信	知多半島ケーブルネットワーク株式会社	一部区画は、地下埋設ケーブルを引き込む。
一般廃棄物	知多南部広域環境組合	家庭系に限る。

(2) 接続方法

- 進出企業等は、各事業者へ供給申込を行う。
- 進出企業等は、各事業者の定める供給約款等の規則により、供給を受けるための費用負担を求められることがある。
- 敷地内における引込及び取付工事の費用については、進出企業等が負担する。
- 常滑市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第6条の規程に基づく負担金については、愛知県が負担済みである。
- 進出企業等は、一部区画で電力、通信等の電線類が地中化されるため、道路の地下に設置してある電線共同溝から必要なケーブル類を地中において建築物等へ直接引き込む。

(3) 廃棄物処理

- 進出企業等は、廃棄物の減量化の目標量の達成に向け、国や地方公共団体が取り組む施策との協調・連携により、廃棄物の排出抑制、使用済製品・部品の再利用、原材料又は熱エネルギー源としての利用などの再生利用を進めることで、廃棄物の減量化を促進する。
- 進出企業等は、施設建設時に発生する建設残土について事業用地内で再利用を図ることを原則とするが、困難な場合は、運搬によって生ずる環境負荷の低減などに配慮しつつ、域外での適正な再利用を推進する。建設時の廃材や事業開始後に排出される産業廃棄物については、発生から最終処分まで適正な処理を行わなければならない。

(4) プロトンアイランズ構想

- 進出企業等は、愛知県が推進するプロトンアイランズ構想に協力し、次世代エネルギーシステムや分散型エネルギーシステムの利用に努める。